

日本橋税理士法人

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

News

編集 税理士 浜平 純一
取材 塩野・溝口・谷井

平成27年分所得税確定申告書提出前に改正等の確認

2月1日から贈与税の申告が始まり、所得税の確定申告も2月16日から始まりました。ここで、平成27年分所得税確定申告書作成・提出前に見直し項目を確認しておきます。

まず、所得税の最高税率が見直され所得金額400万円超の者は45%の税率となっています。また、毎年のように見直しが行われている住宅借入金等特別控除をはじめ、特定増改築等住宅借入金等特別控除や住宅特定改修特別税額控除などなどの住宅税制の適用期限が、平成31年6月30日まで1年6ヵ月延長されています。

一方、海外絡みでは、「国外転出時課税制度」の創設により、昨年7月1日以後に国外転出をする一定の居住者が1億円以上の対象資産（有価証券等、未決済信用取引等及びデリバティブ取引）を所有等している場合には、その対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなるとともに、昨年7月1日以後に1億円以上の対象資産を所有等している一定の居住者から、国外に居住する親族等（非居住者）へ贈与、相続又は遺贈によりその対象資産の全部又は一部の移転があった場合は、移転があったその対象資産の含み益に所得税及び復興特別所得税が課されることとなっています。

そのほか、公的年金等に係る確定申告不要制度について、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国において支払われる公的年金など）の支給を受け

る者は、この制度を適用できないこととされているので、該当する高齢者は注意したいところです。

建物付属設備及び構築物の償却方法は「定額法」に一本化

平成28年度税制改正では、成長志向の法人税改革における法人実効税率のさらなる引下げが行われる一方で、その引下げに伴う課税ベースの拡大の1つとして、減価償却の償却方法が見直されます。

対象となる資産は、企業の投資拡大に悪影響の少ない建物と一体的に整備される「建物付属設備」及び建物同様に長期安定的に使用される「構築物」並びに鉱業用の「建物」です。

具体的には、「建物付属設備」及び「構築物」（鉱業用のこれらの資産を除く）については、これまでの「定額法」又は「定率法」の選択制から「定額法」のみとなります。また、鉱業用減価償却資産（建物、建物付属設備、構築物に限る）については、「定額法」・「定率法」・「生産高比例法」から選べましたが、「定額法」か「生産高比例法」のいずれかの選択となります。

これにより、例えば100万円の耐用年数10年の建物付属設備を取得した場合の初年度から3年間の償却費の額をみますと、定率法では20万円→16万円→13万円となるのに対し、定額法では10万円→10万円→10万円となり、償却費用3年間分の定率法と定額法の差額は19万円となります。

適用は、平成28年4月1日以後に取得する建物付属設備等からとなります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 1. 所得税及び復興特別所得税の確定申告 | 申告期限.....3月15日(火) |
| 2. 2月分源泉所得税の納付 | 納付期限.....3月10日(木) |
| 3. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(木) |
| 4. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....3月31日(木) |
| 5. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告 | 申告期限.....3月31日(木) |